

# 帯広市議会行政視察資料

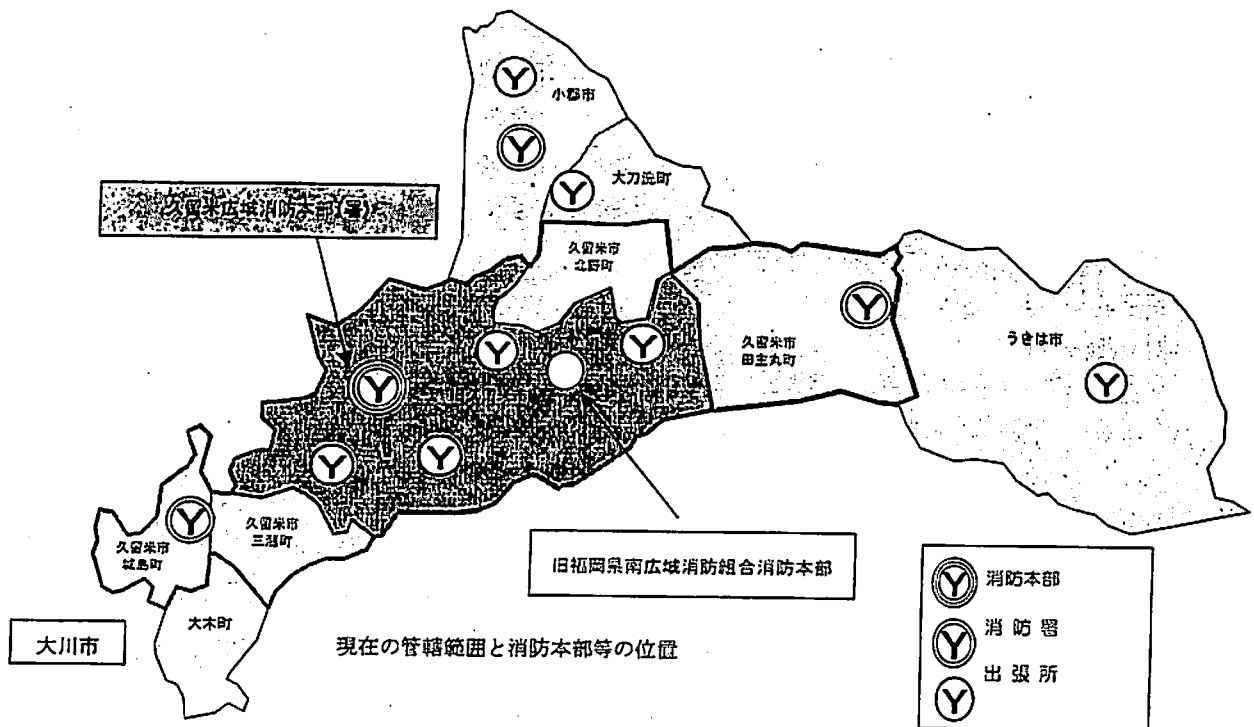
---

日 時 平成 23 年 10 月 26 日 (水) 9 時 00 分  
場 所 久留米広域消防本部 3 階 会議室

## 久留米広域消防本部の発足について

平成21年4月1日に「久留米市消防本部」と「福岡県南広域消防組合消防本部」が統合し、久留米広域市町村圏事務組合の複合事務として、1本部、4署、7出張所、職員定数372名体制による県内で3番目、九州でも7番目の消防力を有する「久留米広域消防本部」が発足した。

H21.3.1 現在	久留米市消防本部	福岡県南広域消防組合消防本部	久留米広域消防本部
面積(Km <sup>2</sup> )	124.68	309.47	434.15
人口(人)	235,772	189,995	425,767
世帯数(戸)	97,652	62,520	160,172
管轄地域	旧久留米市 (H17合併前の久留米市域)	久留米市の一部(田主丸町、北野町、城島町、三瀬町) 小郡市、うきは市、大刀洗町、大木町	3市2町(久留米市、小郡市、うきは市、大刀洗町、大木町)
職員定数(人)	194	178	372



## 【広域化の背景】

消防の広域化は、多発する大規模な地震をはじめ、地球温暖化に伴う集中豪雨等の自然災害への対応や生活スタイルの変化、少子高齢化に伴う多岐にわたる住民ニーズに即応するために、消防力を強化することを目的として、全国的に推進されている。

国においては、市町村の消防を取り巻く環境の変化や消防本部の現状に鑑み、平成18年6月に「消防組織法」の一部改正を行い、平成18年7月には「市町村の消防の広域化に関する基本指針」を策定し消防広域化の方針が示されている。

また、福岡県においても、消防組織法に基づく、「福岡縣市町村消防広域化推進計画」を取りまとめ、県内における自主的な市町村の消防の広域化を推進するための方策が示されたところである。

久留米広域市町村圏（3市8町）における消防体制は、久留米市と大川市がそれぞれ単独消防として、小郡市、大刀洗町、北野町、浮羽町、吉井町、田主丸町、三潴町、城島町、大木町の1市8町が福岡県南広域消防組合として、それぞれの区域において消防業務の充実強化を図ってきた。

このような中、平成14年に始まった久留米市、田主丸町、北野町、城島町、三潴町の合併統合の協議において、合併後の消防体制の枠組みについて合併4町からの意見及び久留米広域市町村圏（当時3市8町）首長会議において『久留米広域市町村圏における消防の一本化に向けて検討する。』という合意がなされた。

このことから、平成16年8月に「久留米広域消防検討委員会」を設置し、消防の広域化に向けての協議を経て報告書を策定し、また、平成19年4月には「久留米地域消防広域化推進協議会」を設置し、3市2町による消防の広域化について具体的な協議調整を進めてきた。

## 【広域化の経緯】

### ■ H14年7月 久留米市合併に伴う消防体制の協議開始

平成14年に始まる久留米市、田主丸町、北野町、城島町、三潴町の合併統合の協議において、合併後の消防体制の枠組みについては、管轄人口30万人の単独消防として協議された。

### ■ H16年1月 久留米広域合併協議会「消防防災事業の取扱いについて」の承認

#### 合併協定項目調整方針

##### 【常備消防体制】

福岡県南広域消防組合への影響に配慮し、現行の久留米市区域については、当分の間、久留米市消防本部が引き続き処理する。田主丸町、北野町、城島町及び三潴町については、福岡県南広域消防組合から脱退し、当分の間、新市が4町の区域を対象として福岡県南広域消防組合に加入する。

なお、4町の区域は、現行の久留米市区域の消防サービスとの均衡を図ることを基本として、福岡県南広域消防組合との新たな応援協定について協議調整を行う。

また、将来の消防体制のあり方については、検討委員会（仮称）を設置し検討する。

■ H16年8月 久留米広域消防検討委員会設置（構成：久留米市、福岡県南広域消防組合、大川市）

会議名	委員数	委員の構成
検討委員会	6名	市長（組合長）、市議会議長（組合議会議長）
幹事会	13名	助役、総務財政担当部長等、消防長
専門部会 ①総務・財政 ②人事・給与 ③予防 ④警防・通信指令 ⑤通信施設共同運用 研究会	各6名	各消防本部の次長及び関係課長等
事務局	7名	久留米市消防本部 総務課

■ H19年3月 久留米広域消防検討委員会報告書策定

消防広域化方針の内容

【消防広域化の方式】

- ① 広域化の手法としては、全ての関係する市町が等しく消防に対する権限と責務を有し、積極的に消防事務に関与することが可能である『組合方式』により消防の広域化を行うものとする。
- ② 組合方式により消防の広域化を行うにあたっては、関係する全ての市町（久留米市・小郡市・大川市・うきは市・大刀洗町・大木町）で構成する既存の『久留米広域市町村圏事務組合』に消防事務を追加し、複合的事務組合として消防業務を展開することが効率的である。

【スケジュール】

- ① 広域化の第1段階として、久留米市消防本部と福岡県南広域消防組合消防本部との統合を図るため、久留米市・小郡市・うきは市・大刀洗町・大木町の3市2町で構成する協議会を立ち上げ、圏内における全体的統合を視野に入れた消防事務事業の調整を行い、2009年度からの新しい体制による消防業務の開始を目指すこととする。
- ② 一方、大川市にあつては、通信指令システムの整備等の課題もあり、第1段階における調整の進捗状況及びその後の新体制における消防業務の遂行状況等を考慮し、広域化の第2段階としての統合に向けた検討を進めるものとし、その統合の時期については、久留米市における通信指令システムの更新時期（2012年頃）に併せた統合を目指すこととする。

- H19年4月 久留米広域消防検討委員会の報告書を受け、久留米地域消防広域化推進協議会を設置（構成：久留米市、小郡市、うきは市、大刀洗町、大木町）消防本部の統合に大きく影響を及ぼす主要項目（5項目）とその他の項目（59項目）の協議を開始する。

会議名	委員数	委員の構成
推進協議会	5名	首長
幹事会	14名	副市町長、総務・財政担当部長等、消防長
人事部会	14名	総務担当課長等、消防本部担当課長等、久留米広域市町村圏事務局
財政部会	14名	財政担当課長等、消防本部担当課長等、久留米広域市町村圏事務局
消防部会	8名	消防本部担当課長等
事務局	8名	久留米市消防本部 総務課

- 平成19年4月 「久留米市消防本部」と「福岡県南広域消防組合」において、消防緊急通信指令システムの共同運用を開始した。

- 平成19年10月 久留米地域消防広域化推進協議会において、統合に係る主要調整項目（5項目）の調整方針が承認される。

#### 主要調整項目

調整事項	調整方針
1 統合方式について	統合方式は組合方式とし、既存の『久留米広域市町村圏事務組合』による複合事務として消防業務を展開する。 ※なお、久留米市の常備消防事務は消滅することとなり、福岡県南広域消防組合は解散することとなる。
2 統合期日について	平成21年4月1日とする。
3 組合規約、条例及び規則等の取り扱いについて	久留米広域市町村圏事務組合規約を一部変更し、消防事務を新たに追加する。 条例及び規則等については、新たに整備する。
4 組合執行機関及び議会について	新たな執行機関及び議会については、久留米広域市町村圏事務組合において調整する。
5 新消防本部の名称及び位置について	新消防本部の名称は、『久留米広域消防本部』とする。 新消防本部の位置については、現在の久留米市消防本部（久留米市東櫛原町999番地1）とする。

- 平成20年1月 第8回久留米広域消防検討委員会を開催し、久留米地域消防広域化推進協議会における協議状況の報告を行う。

#### 報告の内容

- ① 主要調整項目（5項目）調整方針の内容
- ② その他の調整項目（59項目）調整方針案の中間報告
- ③ 今後のスケジュール

■ 平成20年2月 久留米地域消防広域化推進協議会において、その他の調整項目（59項目）の調整方針が承認される。

その他の調整項目（抜粋）

	主な調整項目	調整方針（概要）
人事部会	組織体制について	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 久留米広域消防本部の署所数は、現状のとおりとする。 現状：4署7出張所</li> <li>2 組織体制については、現久留米市消防本部の体制を基本とし、組織の規模拡大に伴い久留米広域消防本部に相応しい組織機構を構築する。</li> </ol>
	要員配置及び計画について	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 職員定数は、現在の久留米市消防本部と福岡県南広域消防組合消防本部（以下「県南広域消防本部」）の条例定数の合計（372名）を基本とする。</li> <li>2 本部要員については、久留米広域消防本部の組織体制に応じた要員配置とする。 消防署要員については、現状の人員体制を維持することを基本とし、消防力の低下を招かない要員配置とする。</li> </ol>
	給与の統一について	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 適用給料表 久留米市の消防職給料表を適用し、久留米市消防職員の給与水準に統一する。</li> <li>2 初任給、昇給昇格、(諸手当等の基準) 久留米市の例により統一する。</li> <li>3 退職手当 久留米市消防職員については、退職手当組合に加入しないものとし、県南広域消防本部職員については、引き続き退職手当組合に加入するものとする。 平成21年4月1日以降の新規採用職員については、退職手当組合に加入するものとする。</li> </ol>
	階級制度について	<p>消防吏員の階級基準（総務省消防庁告示）による適正な階級制度を導入し、職制については久留米市の例により統一する。 具体的な階級等の調整については、統合までに別途協議する。</p>
	消防団事務の取り扱いについて	各構成市町の事務とする。
	消防水利事務の取り扱いについて	各構成市町の事務とする。
	職員の任用制度について	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 職員の身分 <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 久留米市消防本部の一般職の職員については、原則として地方自治法第252条の17の規定に基づき、久留米広域市町村圏事務組合に派遣するものとする。</li> <li>(2) 福岡県南広域（組）消防本部の一般職の職員については、すべて久留米広域市町村圏事務組合の職員として引継ぐものとする。</li> <li>(3) 平成21年4月1日以降の新規採用職員については、久留米広域市町村圏事務組合の職員とする。</li> <li>(4) 職員の身分については、統合後、久留米広域市町村圏事務組合の事務事業の執行状況等を勘案しながら、統一に向けた検討を行う。</li> </ol> </li> <li>2 採用、昇任、降任等については、久留米市の例により統一する。</li> </ol>

財政部会	負担金割合・債務について	<p>1 負担金割合について          統合後の負担金については、統合後（5年以内）に消防体制整備計画（仮称）を策定し、同計画に沿った長期財政計画を策定した上で、当該年度に必要とする経費を構成市町が負担するものとする。          長期財政計画を策定するまでの間においては、暫定的な中期財政計画を策定した上で、現行における各構成市町の実質負担額（投資的経費を除く過去3年間の決算平均額。以下同じ）比率により、構成市町が負担するものとする。</p> <p>2 債務について          債務については、統合前の団体で返済するものとする。          なお、債務が残存する財産については、譲渡に伴い久留米広域市町村圏事務組合において償還を要することとなるため、その償還額を当該市町の負担金に加算するものとする。</p>
	財産の取り扱いについて	<p>両消防本部の庁舎（土地・建物）及び消防車両、資機材等については、久留米広域市町村圏事務組合に無償譲渡するものとする。</p>
	庁舎の整備について	<p>1 庁舎配置について          統合後において、全地域を対象とした署所の適正配置に係る「消防体制整備計画」（仮称）を策定する中で整理するものとし、同計画策定までの間においては、暫定的な措置として現在の配置とする。</p> <p>2 庁舎整備（建替え・大規模改修等）について          統合後に策定する「消防体制整備計画」に基づき整備を行うものとし、同計画を策定するまでの間は、原則として庁舎整備は行わず、現状のままとする。</p> <p>3 整備負担について          当該施設等が管轄する地区からの一定額負担という概念を取り入れた上で、「消防体制整備計画」に沿った長期財政計画策定の中で整理する。</p>
	支払事務、その他事務の取り扱いについて	<p>事務執行の適正化及び事務水準の向上並びに経費軽減を図るため、構成市町間の覚書に基づき、久留米市へ委託（審査及び出納等の会計事務を除く）するものとする。</p> <p>1 支払い事務          (1) 給与支払事務          久留米市が保有する人事・給与システムを使用するものとし、その事務の一部を同市の所管部局において執行するものとする。          (2) その他の支払事務          審査及び出納等の会計事務については、地方自治法に基づき久留米市にて行い、同市が保有する財務会計システムを使用するとともに、その事務の一部を同市の所管部局において執行するものとする。</p> <p>2 建設、文書法制、契約事務          その事務の一部を久留米市の所管部局において執行するものとする。</p> <p>3 予算・決算等の財務事務          久留米市が保有する財務会計システムを使用するものとし、同システムの運用に係る事務処理の一部を同市の所管部局において執行するものとする。</p>

財政部会	統合時における資機材及び経費の負担について	<p>次に記載するものについては、平成20年度中に久留米広域市町村圏事務組合において整備するものとし、その負担額については、構成市町の経常的経費の負担割合に基づき負担するものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 消防本部の名称変更に伴う経費</li> <li>2 久留米広域市町村圏事務組合の例規集作成経費</li> <li>3 無線機の周波数増波に要する経費</li> <li>4 パソコン等の整備に要する経費</li> <li>5 被服統一整備に要する経費（名称変更、仕様の統一）</li> <li>6 その他の経費             <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 緊急通信指令システムの変更に伴う経費</li> <li>(2) 支援情報システムの統一に伴う経費</li> <li>(3) 消防本部のホームページの統一に係る経費 など</li> </ol> </li> </ol>
	車両整備・更新及び装備について	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 車両の配置について 統合後、全地域を対象とした車両の適正配置に係る「消防体制整備計画」を策定する。</li> <li>2 車両の購入に係る負担について 一般車両（ポンプ車、救急車等）の購入に係る経費については、長期財政計画に基づく経常経費の中に算入し、経常経費に係る負担基準により、全構成市町で負担するものとする。 特殊車両（梯子車、救助工作車、化学車、水槽車）の購入に係る経費については、長期財政計画の中において、当該車両が管轄する地区からの一定額負担という概念を取り入れた負担基準を設けるものとする。</li> </ol>
	広報広聴制度について	統合までに、久留米市消防本部の例により新たに要綱を策定し、実施するものとする。
消防部会	各種災害出動体制について	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 災害出動体制 エリア全体の均衡化を目指して、現有消防力の広域かつ効率的な運用による、新たな出動体制及び計画を統合までに策定する。 新たな災害出動体制は、現状のブロック体制における警防区分を踏まえ、管轄主義及び現場直近主義を併用した計画とする。</li> <li>2 各種災害活動 久留米市消防本部の「災害防ぎよ活動の指針」を踏まえた、新たな指針・規程を統合までに整備する。</li> </ol>
	消防相互応援協定について	両消防本部の統合を踏まえ、関係市町村及び関係消防本部との新たな協定の締結並びに協定の改正を行う。
	査察事務について	両消防本部の規程等を基本に見直し・修正を行い、新たな規程等を統合までに制定するものとし、当該規程等に基づき、各消防署の状況等を踏まえた消防本部の査察計画を策定する。
	火災原因調査事務について	消防本部の統括した事務管理のもと、各消防署で事務処理を行う。
	各種証明の取り扱いについて	両消防本部の関係条例・規則・規程等を基本に見直し・修正を行い、新たな条例等を統合までに制定する。 各種証明の発行は、消防本部及び各消防署で行う。
	諸届受付事務の取り扱いについて	諸届については、住民サービスの観点から消防本部、各消防署、各出張所による受付を基本とし、管轄署所を踏まえた新たな届出受理規程・要綱等を統合までに制定する。
	建築物の許可・認可に関する消防同意事務について	消防本部の統括した事務管理のもと、各消防署で事務処理を行う。



危険物の規制に関する事務について	消防本部の統括した事務管理のもと、各消防署で事務処理を行う。
緊急通報システムについて	各市町の福祉部局が高齢者対策事業として実施していることから、広域化後も現行の対応を継続する。
水防計画について	各構成市町の水防計画に対応した新消防本部としての計画を統合までに策定する。

- 平成20年 3月 福岡県において、「福岡県市町村消防広域化推進計画（中間報告）」が報告される。（県）
- 平成20年 7月 23日に幹事会、29日に協議会を開催し、広域消防運営計画並びに中期財政計画の承認を得る。
- 平成20年 9月 4市2町の9月議会において、「福岡県南広域消防組合の解散について」「福岡県南広域消防組合の解散に伴う財産処分について」「久留米広域市町村圏事務組合の共同処理する事務の変更及び久留米広域市町村圏事務組合規約の変更について」の3議案が議決される。
- 平成20年10月 県知事に福岡県南広域消防組合の解散届を申請し、受理される。  
県知事に久留米広域市町村圏事務組合の共同処理事務等の規約変更を申請し、許可される。
- 平成20年11月 平成21年度新消防本部の予算編成作業を実施し、久留米地域消防広域化推進協議会 財政部会において、予算説明及び予算配分を行う。
- 平成20年12月 消防事務の広域化に伴う関連条例議案が議決される。
- 平成21年 2月 久留米広域市町村圏事務組合議会において、「広域消防特別会計」予算案が議決される。
- 平成21年 3月 久留米市議会において、「消防基金条例」案が議決される。
- 平成21年 4月 久留米広域消防本部スタート

#### 【統合後のメリット】

（住民サービスの向上）

- ① 旧久留米市消防本部と同様、一般火災における第1次出動は6隊体制の運用を基本とするため、これまで以上に初動体制の充実を図ることができる。また、複数箇所における同時火災においても対応力が強化できる。
- ② 田主丸町、北野町、三潯町及び城島町（旧4町）の一部地域において、旧福岡県南広域消防組合よりも旧久留米市消防本部から出動した方が近いエリアがあり、広域後は直近主義を採用することから、その地域における現場到着時間の短縮が可能となる。
- ③ 三潯署管内における梯子車を必要とする災害では、統合前は三井署からの出動計画であったが、統合後は、久留米署からの出動となり、大幅な時間短縮が可能となる。

実際に、平成22年5月31日（水）久留米市三潯町老町原 旭菊酒造欄で発生した大規模木造火災では、久留米署から梯子車を出動させ、被害の拡大を最小限に抑えることができた。

- ④ 署所間の連携強化が可能となる。

例えば三潯署管内において火災が発生し、当務人員8名が火災に出動（1名残留）した場合、

南出張所救急隊が三瀧署に詰め、救急要請に対応するなど連携強化を図っている。

(人員配置の効率化と充実)

① 署所体制の強化

総務部門・通信指令業務等の一元化により得られる要員効果により、災害現場部門の高度化・専門化など消防力の充実を視点を職員を配置することができ、署所体制を強化することが可能となる。

② 予防・救急業務等の高度化及び専門化

4 署間の相互応援や職員が増強されることにより、予防業務、救急業務など、より高度な知識や高い技術を身につけた職員の育成が、これまでと比較して容易になり、業務の高度化、専門化が可能となる。

(消防体制の基盤強化)

① 財政規模の拡大に伴い、高度な資機材の計画的な整備が可能となる。

これまで様々な資機材を2消防本部がそれぞれ整備を行ってきたが、合理化できるものは合理化し、計画的かつ効果的な整備が可能となる。また、高度な資機材、特殊車両や設備を整備することがこれまでと比較して容易になる。

一般に言われるスケールメリットとして、資機材の大量発注による1件あたりの購入コストの削減が挙げられるが、消防行政においても、消防被服や消防資機材等を大量発注することで購入コストを抑制できる。

【課題への対応】

1 「消防体制整備計画（仮称）」、「長期財政計画」等の策定及び構成市町間との連携の確保

久留米広域消防本部が将来に亘り円滑な消防運営を行うため、消防運営計画でも示されている通常経費及び投資的経費に関する構成市町の「負担金割合」や、適正な署所の配置及び人員・車両の配置などを計画的に示した「消防体制整備計画（仮称）」、計画の執行に係る財源の裏付けとなる「長期財政計画」等を統合後5年以内に策定する。

また、構成市町との一体性を確保するため、意思疎通及び情報共有を円滑に行い、両者が共通の認識を持つことが出来る体制を構築した。

〈取組み状況〉

消防体制整備計画及び長期財政計画の策定に関する事、また、消防本部の円滑な運営全般に係る協議を行うために、平成21年4月に「久留米広域消防運営協議会」を設置し、構成市町との連携体制の強化を図っている。

※ 久留米広域消防運営協議会の構成

- |                     |                     |
|---------------------|---------------------|
| ① 久留米広域消防運営協議会      | 【構成市町の首長で構成】        |
| ② 久留米広域消防運営協議会幹事会   | 【構成市町の副市長・副町長で構成】   |
| ③ 久留米広域消防運営協議会担当課長会 | 【構成市町の総務・財政担当課長で構成】 |

## 2 消防団との連携の確保

消防団は地域に密着した消防防災活動を行うという特性を有することから、広域化後においても久留米広域消防本部と構成市町の消防団との連携体制を構築した。

### 《取組み状況》

これまでの署単位の連携体制を踏襲しながらも、新たな「各構成市町消防団と消防本部との連絡調整会議」を実施することにより、消防団と消防本部における新たな連携体制を構築し、消防相互に関する事業等の連絡調整機能の充実を図っている。

●第1回については、本会議の趣旨を説明し、理解を求めるために各署管内単位で実施した。

平成21年10月23日～久留米署管内消防団      平成21年10月26日～三瀬署管内消防団

平成21年10月27日～三井署管内消防団      平成21年10月28日～浮羽署管内消防団

●第2回以降については、下記のとおり各消防団と消防本部の合同会議体制とした。

①会議の開催      各消防団と消防本部合同の会議体制とし、年2回程度を予定する。

②会議出席者      各消防団長、各消防団主任、消防長、次長、本部管理職員及び各署長とする。

※管内消防団 久留米市消防団・小郡市消防団・うきは市消防団・大刀洗町消防団・大木町消防団

## 3 住民や議会の意見を反映させる仕組みづくり

消防行政が、市町の責務であることを十分に認識し、住民や市町議会の意見等を反映させるための方策について、様々な角度から構成市町との協議調整を進める。

### 《取組み状況》

●平成21年2月に久留米広域市町村圏事務組合議会の定数を統合前の12名から18名へ増員、特に久留米市議会からの選出議員も2名から7名へ増員するなど組合規約の改正を行っている。

●平成21年4月に構成市町の首長で構成される「久留米広域消防運営協議会」、下部組織として副市町長で構成する「幹事会」、課長級で構成する「担当課長会」を設置した。

●監査事務体制について、より専門的な視点からの監査を実施するため、議員選出1名（大刀洗町議長）と、識見者1名として構成自治体（久留米市）の常勤監査委員へお願いし、また、久留米市監査委員事務局も組合との併任として監査業務に携わるなど監査事務体制の強化を図っている。

●平成21年12月に消防本部独自の広報誌を創刊し、住民への透明性の確保に努めている。

## 消防通信指令事務の共同運用について

### 計画の概要

項目	計画内容
参画消防本部	久留米広域消防本部, 大牟田市消防本部, 柳川市消防本部, 八女消防本部, 筑後市消防本部, 大川市消防本部, 甘木・朝倉消防本部, みやま市消防本部
共同運用の事務	消防通信指令事務 (平成 28 年 4 月 1 日運用開始予定)
共同運用の方式	地方自治法第 252 条の 2 の規定による協議会方式
協議会名	筑後地域消防通信指令事務協議会 (平成 24 年 4 月 1 日設置予定)
センター名(場所)	筑後地域消防指令センター (久留米市山川沓形町 3 番 15 号)
119 番受付対象エリア (10 市 4 町 1 村)	久留米市, 小郡市, うきは市, 大刀洗町, 大木町, 大牟田市, 柳川市, 八女市, 広川町, 筑後市, 大川市, 朝倉市, 筑前町, 東峰村, みやま市 ※ 対象人口 928,621 人 (平成 23 年 4 月 1 日現在), 管轄面積 1,660 k㎡
派遣職員勤務体制	①毎日勤務職員 4 人, ②二交替制職員 34 人 (通信員常時 11 名体制)
整備事業	①共同指令センター庁舎建設事業, ②指令システム整備事業, ③消防救急デジタル無線整備事業 (総整備事業費約 48 億円)

